

福山市まちづくりサポートセンター運営業務事業者評価委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 福山市まちづくりサポートセンター運営業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、福山市まちづくりサポートセンター運営業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 評価委員会は委員9人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まちづくり推進部長
- (2) まちづくり企画課長
- (3) まちづくり推進課長
- (4) 中部地域振興課長
- (5) 南部地域振興課長
- (6) 松永地域振興課長
- (7) 北部地域振興課長
- (8) 東部地域振興課長
- (9) 神辺地域振興課長

（委員長）

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員長はまちづくり推進部長とする。

2 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、特に必要がある場合は、前条に規定する委員以外の者を委員に指名することができる。

（会議）

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員が会議を欠席する場合は、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。
- 6 委員会の会議は、非公開とする。
- 7 評価委員会は、専門委員から意見を聞くものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、学識経験者など専門的知識を有するものから市長が選任する。

2 専門委員の数は、1人以上とする。

3 専門委員の任期は、福山市まちづくりサポートセンター運營業務委託の契約が締結された日までとする。

(委員等の責務)

第7条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、まちづくり企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、2026年（令和8年）2月20日から施行し、福山市まちづくりサポートセンター運營業務委託契約を締結した日に、その効力を失う。

(準備行為)

この要領の規定に基づく、福山市まちづくりサポートセンター運營業務のために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。